

『パナソニック ホームズ賃貸サポート』のご案内

【ご契約対象】 日本国籍・永住者

【ご契約資格】 ①有職者（パート・アルバイト可）
②自営業者
③年金受給者
④就職内定の学生本人

※未成年の社会人は、親権者の同意が必要です。

※④以外の学生の方は、**親権者の名義（代理契約）**でお申し込みください。

※社会人や無職の方の代理契約はお受けできかねます。

【ご契約条件】 初回保証加入料：毎月のお支払総額の50%
月額事務手数料：毎月のお支払総額の2%

※原則、ペーパーレス契約となります。

※家賃支払は**口座振替限定**です。（クレジット不可）

※月額事務手数料は、初回口座振替時よりご請求開始です。

※賃貸借契約更新月の月額事務手数料は、毎月のご請求金額+更新料の2%となります。

～

【必要書類】 身分証明書：①運転免許証 ②健康保険証 ③パスポート
④住民基本台帳カードのいずれか

内定通知書：ご契約者が就職内定者の方はご提出ください。

合格通知書：主入居者が進学決定者の方はご提出ください。

年金受給証：年金受給者（無職）の方はご提出ください。

※②健康保険証は、保険者番号等を塗りつぶしてください。

※マイナンバーカードはお受け付けできません。

Panasonic Homes

050246

Jコート 100254

申込日 20 年 月 日

お申込者確認欄

私(お申込者)は、受領した個人情報取扱に関する同意条項(帳票番号J87137(20220401改訂))の内容に同意し、かつ、審査申込を希望する証として、下記お申込者欄に署名いたします。

お名前(フリガナ) 性別 男・女 生年月日 西暦 年 月 日 現住所 (〒)フリガナ 世帯状況 配偶者 有 無 子供 親兄弟 無 現在住居 1. 自己所有 2. 家族所有 世帯の住宅ローン 有 無 5. 賃貸 8. 社宅・官舎 10. 寮 商号・名称(フリガナ) お勤め先(フリガナ) 学校名・年金種類・その他 電話 営業内容 部署名 役職名 勤務年数 学年 転居理由 1. 入学 2. 就職 3. 転勤 4. 自宅新築 5. 結婚 6. 住替 7. 独立 8. () 収入 万円

緊急連絡先※1

※上記の者から同意を得た上で、私は貴社に下記の情報を提供いたします。※1原則3親等以内の親族、代理申込時は入居者を記入要。

親権者お名前 フリガナ 自宅 携帯 住所 〒 続柄

【お申込者様へ】 本申込書は正式契約前の審査申込書です。審査結果は、下記「管理会社」へ通知いたします。当社が契約を承諾する場合は、別途正式な契約手続が必要となります。本審査申込書の記入内容と、後日提出していただく申込書や確認資料等の内容とが相違している場合やお客様の状況が変化している場合は、本申込や審査の如何にかかわらず、ご契約をお断りする場合がございます。

賃貸借契約明細 物件名 所在地 (〒) 居室 入居予定日 20 年 月 日 1. お申込者のみ 2. お申込者及び家族等 ⇒ 配偶者・婚約者・子供()人・その他()人 3. お申込者以外 ⇒ ご入居者がお申込者以外の場合、必ず別紙にご記入下さい。

月額賃借料 ① 家賃 ② 共益費 ③ 駐車場代 ④ ⑤ ⑥ 月額賃借料合計額 上記⑥の2.0% ⑥の合計金額に加算いたします。 月額賃借料合計の 50% 保証委託料 ※円未満切り捨て

【仲介会社様名】 ※記入必須 【仲介会社様】の申込受付担当者の方へ

申込者ご本人様および、親権者様ご本人様であること、並びに、ご本人様および、親権者様の自署であることをご確認のうえ、申込受付担当者の方のサインを署名願います。 申込受付(確認)担当者様ご署名

管理会社 加盟店番号:11863124 パナソニックホームズ不動産株式会社 神奈川第二営業所 横浜市港北区新横浜2-7-1新横浜プラントビル5F TEL:045-577-4922 FAX:045-577-4923

同居人・緊急連絡先 確認書

 配偶者 婚約者 子(学生) その他

ふりがな				
氏名				
生年月日	年	月	日(満)	才)
現住所	〒 — —			都道府県
電話番号	— —			
勤務先 (学校名)				

その他の入居者

ふりがな				性別	男・女	続柄	
氏名							
生年月日	年	月	日(満)	才)			
電話番号	— —						
ふりがな				性別	男・女	続柄	
氏名							
生年月日	年	月	日(満)	才)			
電話番号	— —						
ふりがな				性別	男・女	続柄	
氏名							
生年月日	年	月	日(満)	才)			
電話番号	— —						

緊急連絡先

ふりがな				性別	男・女	続柄	
氏名							
生年月日	年	月	日(満)	才)			
現住所	〒 — —			都道府県			
電話番号	— —			携帯電話			
勤務先				業種			
	住所			電話番号			
物件名				日付		検印	

運帯保証人代行サービスおよび家賃集金サービス利用申込書（ペーパーレス対応）

本サービスは、賃借料等を株式会社ジャックス（以下「当社」という。）がお客様より口座振替にて集金をし、賃貸人に支払うこと及びお客様が賃借料等を運帯された場合にも定められた期間立替払し、立替払期間終了後も一定期間保証する制度であり、お客様が審査申込書と同様にお申込みして頂きます。

申込者は「個人情報に関する同意条項」「立替払委託契約」「保証委託契約」に同意し、賃貸借契約の成立を条件として契約成立となること及びお客様が賃借料等を運帯された場合にも定められた期間立替払し、立替払期間終了後も一定期間保証する制度であり、お客様が審査個人情報に「個人情報の取扱いに関する同意条項」に基づき取り扱われることに同意します。

個人情報の取扱いに関する同意条項（ジャックス用）

第1条（個人情報の収集・保有・利用）

(1)申込者（契約者）（以下「私」という。）は、株式会社ジャックス（以下「当社」という。）が、立替払等委託契約（本申込みを含む。以下「本契約」という。）の与信判断及び与信後の管理のため並びに今後の当社との取引に係る与信判断及び与信後の管理のため以下の情報（以下これを総称して「個人情報」という。）を、保護措置を講じた上で、当社が収集すること（複製、電話の録音等の音声情報、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む。）並びに当社が定める期間以下（本規約）に基づいて、当社が保有・利用すること及び当社が第三者等に提供することに同意します。①私の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先（勤め先内容）、家族構成、居住状況、メールアドレス、ユーザID等、本人を特定するための情報（本契約締結後に当社が私から通知等を受け、又は当社が適法かつ公正に収集したことにより知り得た変更情報を含む。以下同じ。）②本契約に返す申込日、本契約の、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、支払方法、振替口座③本契約に関する支払明細書の利用履歴、月々の返済状況④本契約に関する私の支払能力を調査するため又は支払方法を、私自身が申告した私の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況⑤本契約に関し、当社が必要と認めた場合に、私の運抵免許証、パスポート等の証明書を示す求め、又は住民票等を取得し、内容を確認し記録することにより又は写しを取得することにより得られた記載内容情報⑥法令等に基づき、私が提出した収入証明書等の記載内容情報⑦電話帳、住居地区、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報⑧当社届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報⑨私が当社のホームページ等へアクセスした際の閲覧履歴、サーチページご利用履歴、Cookie、IPアドレス、端末識別番号、お使いのブラウザの種類、位置情報等(2)私は、当社が本契約に関する与信業務及び与信後の債権管理・回収業務の一部又は全部を、当社の提携先企業に委託（債権譲渡を含む）する場合には、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報や当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することに同意します。(3)私は、当社が当社の事務（コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合には、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報や当該業務委託先に提供することに同意します。(4)私は、当社が次の場合に、(1)により収集した個人情報の一部又は全部を提供することに同意します。法令（強制力を伴っている場合に限らず）当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む。）に基づいて、的機関等に対して(1)により収集した個人情報を提供する場合。(5)私は、本契約に基づき精算及び本契約に関する管理会議の解決等のため、当社が(1)①②(当社が必要と判断した場合は(1)①を含む。)の個人情報や申込書記載の物件を管理する管理会社に提供することに同意します。(6)私は、賃貸物件の退去時にあたって、最終支払賃借料等の精算のため、当社が(1)②の個人情報を申込書記載の物件を管理する管理会社又は賃貸人に提供し利用することに同意します。(7)私は、申込書記載の管理会社又は賃貸人が変更された場合は、当社が(5)(6)に各々変更したところにより、個人情報を変更後の管理会社又は賃貸人に提供し、利用することに同意します。

第2条（個人情報の与信等の目的以外の利用）

私は、当社が下記の目的のために第1条(1)の個人情報を利用したり、電子メール、ダイナミック・コンテンツ、電話、SMS（ショートメッセージサービス）、その他インターネット上の連絡等により案内することに同意します。①当社のクレジット事業、金融事業、保険事業、不動産取引、賃貸管理事業、物品賃貸事業等における市場調査・商品開発、商品・サービス情報、関連するサービスのお知らせなどに利用する②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の商品・サービス等の営業案内に利用する③当社が情報処理サービス事業（データ集計・統計サービス、おてご印刷サービス、発送・発信サービス等）これらを当社が提携先企業から受託する場合を含む。）における市場調査・商品開発、商品・サービス情報の提供、宣伝物、印刷物の送付に利用するため、※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ（URLは、<https://www.jaccs.co.jp/>）をご覧ください。

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

(1)私は、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力、返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私及び私の配偶者の個人情報（同機関の加盟会員によって登録された情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報、電話帳記載の情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む。）が登録されている場合には、割賦販売法及び貸金業法等により、私の支払能力、返済能力に関する調査（与信判断及び与信後の管理のため。以下同じ。）の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。(2)私の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報や、当社の加盟する個人信用情報機関に別表に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力、返済能力に関する調査のために利用することに同意します。(3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は下記のとおりです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

- 株式会社ジー・アール・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿フーズ アームズセンター フリータイムビル：0120-810-414
URL (<https://www.cite.co.jp/>) ※株式会社ジー・アール・シーの加盟会員資格、加盟企業名等の詳細は、上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。
- 株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 ナビタイムビル：0570-055-955
URL (<https://www.jicci.co.jp/>) ※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。(4)当社が加盟する個人信用情報機関は下記のとおりです。

- 全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1TEL: 03-3214-5020 URL (<https://www.zenginkyo.or.jp/peic/>)
- ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の当社が開設しているホームページをご覧ください。
- (6)上記(3)に記載されている個人信用情報機関の登録する情報は、下記のとおりです。

- 1)株式会社ジー・アール・シー
- 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量/回数/期間、契約額又は程度額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用履歴、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報の全部又は一部となります。

- 2)株式会社日本信用情報機構
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債権管理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）の全部又は一部となります。

第4条（個人情報の第三者への提供・利用）

(1)私は、当社が下記の場合に第1条(1)①②の個人情報や保護措置を講じた上で提供し当該提携先が利用することに同意します。●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の関係会社や、下記のために個人情報を利用する場合。1)①保険代理店事業における宣伝物等、営業案内に利用するため②各種商品が小売事業における商品等に関する案内に利用するため③電気通信事業における宣伝物等、営業案内に利用するため。

利用会社名：ジャックス・ネット・タル・サービス株式会社 TEL. 03-6311-7331 Email: info@jts-web.co.jp
〒140-8671 東京都品川区東品川4-12-1 品川センタービル5F
利用会社名：ジャックス・オートワークソリューションズ株式会社 TEL. 03-6327-2200
〒140-8517 東京都品川区東品川4-12-1 品川センタービル5F

(2)上記(1)記載の関係会社への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から7年間とします。なお、上記(1)記載の関係会社における個人情報の利用期間については、各社にお問合わせください。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1)私は、当社及び第3条で記載する個人信用情報機関並びに第4条で記載する当社の関係会社及び加盟店に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。①当社に開示を請求する場合には、第8条記載の窓口又は支店にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページ（URLは、<https://www.jaccs.co.jp/>）によってもお知らせしております。②個人信用情報機関に開示を請求する場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。③当社の関係会社及び加盟店に対して開示を請求する場合には、第4条記載の当社の関係会社及び加盟店に連絡してください。(2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条（本規約に不同意の場合）

当社は、私が本規約の必要な記載事項（契約書表面で私が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承諾できない場合には、本契約をお断りすることがあります。但し、本規約第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本規約をお断りすることはありません。

第7条（利用・提供中止の申し出）

本規約第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第8条（個人情報の取扱いに関する問い合わせ等の窓口）

個人情報の開示・訂正・削除については個人情報の取扱いに関するお問い合わせや利用・提供中止その他のご意見の申出等に関しましては、下記までお願いします。

ジャックス・カスタマーセンター（営業時間 9:30～17:30 ※年末年始を除く）
0570-002277 〒194-8570 東京都町田市南町田 5-2-1 南町田 5丁目ビル

第9条（本規約が不成立の場合）

本規約が不成立の場合であっても本申込みをした事実、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、申込書の写し等は当社にて一定期間保管後、破棄するものとします。

第10条（本規約の変更）

本規約に定める条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

お申込者氏名	お申込日： 20 年 月 日
(自筆)	

別表	登録情報	①本契約に係る申込みをした事実	②本契約に係る客観的な取引事実	③本契約に係る債務の支払を延滞等した事実
1	会社名 株式会社 ジー・アイ・ワン (CIC)	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	契約期間中及び契約終了後5年以内(但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)	契約期間中及び契約終了後5年以内
	株式会社 信用情報機構 (JICC)	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年以内

お申込みの内容（ジャックス用）

申込者(以下「私」という。)は、下記に定める各条項を本契約の内容とすることに同意した上で、株式会社ジャックス(以下「私」という。)から家賃保証契約書(以下「契約書」という。)に記載の賃借物件(以下「表記物件」という。)を、表記物件の賃貸人(以下「賃貸人」という。)から賃借すること、を定める契約(以下「賃貸借契約」という。)から発生する契約書記載の月額賃借料等合計額及び私と賃貸人もしくは表記物件を管理する管理会社との間で合意し会社が認める費用(以下これを総称して「賃借料等」という。)を、会社が私に代わって立替払等することを委託(以下「本契約」という。)します。

第1条 (契約の成立時点)
本契約は、会社が所定の手続きをもって承認し、賃貸人又は契約書記載の管理会社(表記物件について、賃貸人より表記賃借料等の集金業務を含め管理の委託を受けている業者、以下「管理会社」という。)を通じて私に承諾の通知を発した時に、賃貸借契約の成立を条件として成立するものとします。

第2条 (立替払等委託)

1. 私は、会社に対し表記物件にかかる賃借料等を会社が私に代わって支払先に支払うこと及び私が当該賃借料等を運送した場合には、賃借料等の契約書記載の立替月数分を限度として、会社が私に代わって支払先に立替払を行います。以下「立替払等」という)を委託します。なお、この支払先とは私に表記物件を賃貸している賃貸人もしくは管理会社をいいます。以下これを総称して「賃貸人等」といいます。2. 私が、表記物件における水道又はガスその他の使用料金(以下「水道・ガス料金相当額等」という)を本契約の対象と支払委託額は、会社が、会社に対し、水道・ガス料金相当額等を会社が私に代わって賃貸人等に支払うことを委託します。なお、この場合の支払委託額は、賃貸人等が会社に通じた額とします。3. 前2項の賃借料等の支払時期は、会社と賃貸人等との間で定められた所定の期日とする。ことに、私は異議ないものとします。

第3条 (会社の支払方法)

1. 私は会社に対し、第2条により会社が私に代わって支払った賃借料等及び私が会社に支払うべき契約書記載の月額事務手数料(以下「支払賃借料等」という)を契約書記載の支払内容に従って支払います。尚、月額事務手数料は月単位で支払うものとし、退居等にもなろう日割り計算による減算は行わないものとします。2. 支払賃借料等は、賃貸借契約の終了等事由の如何にかかわらず、返還しないものとします。

第4条 (譲渡担保)

1. 私は、本契約に基づき会社に対して現に負担し、また、将来負担する一切の債務を担保するため、会社に対し、私が賃貸人等に対して取得する次の各号の債権を会社に譲渡する手続きをとることに同意します。①敷金、保証金、その他の金員の返還請求権。②表記物件の明渡し日以後の未償借期間相当分の賃借料等の返還請求権。2. 私は、前項の債権譲渡について賃貸人等に対する通知にかかる代理権を会社に付与します。

第5条 (遅延損害金)

私が会社に対する、第3条第1項の支払賃借料等の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該遅延額に対し、年14.60%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第6条 (本契約の更新)

賃貸借契約の満了日前月末までに私より会社に対して特に申請がないときは、賃貸人等から通知される条件にて賃貸借契約を更新し、且つ当該条件に基づき賃借料等を本契約に基づき支払うものと会社がみなすことに、私は異議ないものとします。なお、私は会社より賃貸借契約の更新、賃貸借条件の変更並びに本契約の継続及び月額賃借料の変更に関し、確認書の提出を求めらるるときは、これに応じます。

第7条 (賃借料等の変更)

賃貸借期間中は、次の各号に定める事由により、賃貸借契約上の賃借料等が変更されたときは、私が立替払等を会社に委託する賃借料等も当然に変更されるものとし、特に変更契約書の取り交しは行わないものとします。但し、変更については私に異議があるときは、第13条第2項に基づき処理するものとします。なお、私は会社より変更契約書の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとします。①賃借料等の改定。②新たな賃借料等の発生もしくは消滅。③消費税法その他の税法により、賃貸人が納税義務者となったもしくは当該税法で定める税率又は、課税範囲の変更があったとき。

第8条 (届出事項の変更・通知義務)

1. 私は、氏名、住所、電話番号、勤務先等会社に届け出た表記記載事項を変更したときは、遅滞なく会社所定の書面をもって会社に通知します。2. 私は、前項の氏名住所等の変更通知を怠ったことにより、会社からの通知又は送付書類等が延滞又は不到達となった場合は、会社が通常到達すべきときに到着したものとみなすことに異議ないものとします。3. 私は、新たに電話を設置し、もしくは電話番号を変更し連絡する場合は、書面により速やかに会社及び管理会社知照いたします。

第9条 (費用等の負担)

1. 私は、会社に対する債務の支払いに要する費用(送金手数料等)を負担するものとします。2. 私は、支払を遅滞したことにより会社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替手数料1回につき330円(税込)振替価格300円)を、振込用紙等書面を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき330円(税込)振替価格300円)を別に支払うものとし、また、3. 私は、私の責任に備すべき支払により、会社が訪問集金したときは、訪問回数一回につき1,100円(税込)振替価格1,000円)又は訪問集金を要した実費用を別に支払うものとし、また、4. 会社が私に対して、法的手続きの開始に必要な書面による催告をしたときは、私は、当該催告に要した費用を負担するものとします。5. 本条に基づき私が支払う手数料・費用等にかかる消費税及び地方消費税は私が負担するものとし、消費税率及び地方消費税率が増額変更された場合は当該増額分についても私が負担するものとします。

第10条 (本契約の解除)

本契約は、賃貸借契約が存続する間は解除することできません。但し、次の各号に該当する場合は、会社からの通知により解除することができます。①私が、会社に対する第3条第1項の支払賃借料等の支払いを遅延し賃貸人等と会社との間で定められた支払遅延状態が発生したとき。②賃貸人等が、私が負担する賃借料等の受領権を失ったとき。③会社と賃貸人等との本制度の取扱いに関する契約が消滅したとき。④私が破産手続開始、再生手続開始の申立をなし、又は、されたとき。

第11条 (本契約の終了)

次の各号に定める事由が発生したときは、当然に本契約は終了するものとし、会社は、本契約終了以降に支払期日が到来する賃借料等の賃貸人等への支払いを停止することができます。本契約が終了した場合といえども、私が会社に対する本契約に基づく支払債務が存続するときは、当該債務については、本契約の各条項が適用されるものとします。①賃貸借契約が、解除、取消、その他の事由により終了したとき。②第10条により本契約が解除されたとき。③賃貸人等の変更により本制度が利用できなくなったとき。④第18条第4項により本契約が解除されたとき。

第12条 (返還敷金等)による弁済)

表記物件の明渡し時に、本契約に基づく支払債務が存するときは、会社は第4条に定める譲渡担保を履行し、賃貸人等から第4条①②に定める敷金等を受領のうえ、本契約に基づく債務の弁済に充当することができます。ものとします。

第13条 (紛争)

1. 私は、賃貸借契約に関し、賃貸人等との間で紛争が生じたとき、又は、水道・ガス等の供給契約に関し供給業者との間で紛争が生じたときは、自らの責任において解決し、これがため本契約に基づく賃借料等の支払いを停止することはできないものとします。2. 私は、賃貸人等に対する賃借料等の支払いを主張し、この支払いを停止するときは、事前に書面をもって会社に通知することにより、当該通知の到達日以降に支払期日の到来する賃借料等の支払停止を依頼することができます。ものとします。

第14条 (支払賃借料等の遅滞に伴う取扱い)

1. 私は、私が会社に対する支払賃借料等の支払いを遅滞したときは、会社の賃貸人等への支払賃借料等の支払の有無にかかわらず、私が賃貸人等との間の賃貸借契約に基づく賃借料等の支払債務を不履行したものと取扱われ、また異議ないものとします。2. 私は、私が会社に対する支払賃借料等の支払いを遅滞したときは、賃貸借契約の継続又は解除の判断のため、会社が以下の個人情報(賃貸人等)に対しして通知しても何ら異議ないものとします。①私の氏名、住所、電話番号、勤務先(お勤め先内容)、(本契約締結後に、会社が私から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む。)②本契約に関する延滞の事実、支払債務、月々の返済状況及び入金状況(交渉状況を含む)。

第15条 (定期借家)

表記物件に係る賃貸借契約の種類が借地借家法の規定する定期建物賃貸借又は期間付賃貸借であり、賃貸借期間終了後に表記物件について新たな賃貸借契約(以下「再契約」という)を私と賃貸人等の間で締結する場合、会社が私又は賃貸人等に対して特段の通知を行わない限り、再契約については、私は、会社に対し第1条以下に定める内容で、再契約に基づく賃借料等を立替払等することを委託し、会社はこれを受諾します。

第16条 (住民票等取得の同意)

私は、本申込みを行う者が申込み書に記載された私に相違ないことを確認するため並びに契約成立後の債権管理のため、会社が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し等を取得し利用することに同意します。

第17条 (弁済の取扱い)

私は、私が会社に対して負う債務の支払いについて、会社所定の時刻までに振込を完了するものとし、当該振込の完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたとしても異議ないものとします。

第18条 (法的効力の排除)

1. 私は、私が現在効力のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。①暴力団。②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。③暴力団準構成員。④暴力団関係企業。⑤総会屋等。⑥社会運動等標榜ニロ。⑦特殊知能暴力集団等。⑧前各号の共生者。⑨テロリスト(疑いがある場合を含む)。⑩その他前各号に準ずる者。2. 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。①暴力の要求行為。②法的な責任を超えた要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。3. 私が、本条第1項及び第2項に定める事項に反すること具体的に疑われる場合には、会社は私に対し当該事項に関する調査を行ひ、又、必要に応じて資料の提出を求めることができ、私はこれに応じるものとします。4. 私が、本条第1項若しくは第2項のいずれかに該当した場合、又は本条第1項若しくは第2項の規定に基づき確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであつて、契約を締結すること、又は契約を継続することが不適切である場合、私は、会社の通知又は請求により期限の利益を失ひ、会社に對する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。5. 本条第4項の規定の適用により、会社に損失、損害又は費用(以下「損害等」という。)が生じた場合には、私はこれを賠償する責任を負うものとします。又、本条第4項の規定の適用により、私に損害等が生じた場合にも、私は当該損害等について会社に請求をしないものとします。6. 本条第4項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、会社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

第19条 (本契約の変更)

1. 会社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、会社のホームページにおいて公表、その他相当な方法で私に周知した上で、本契約を変更することができます。①変更後の内容が私の一般の利益に適合するとき。②変更後の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。2. 会社は、前項に基づきほか、あらかじめ変更後の内容を会社のホームページにおいて公表する方法又は会社から私に通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む)により私に周知した上で、本契約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に私が本契約に係る取引を行うことにより、変更後内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本契約が変更されるものとします。

第20条 (準拠法)

私と会社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第21条 (合意管轄裁判所)

私は、本契約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴訟のいかなにかかわらず、会社の本社又は本部、各支店、各センターの所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

【お問合わせ、相談窓口】

1. 賃貸借契約についてのお問合わせ・ご相談は賃貸人又は表記管理会社にご連絡ください。

2. 本契約についてのお問合わせ・ご相談は株式会社ジャックスにご連絡ください。
ジャックス・カスタマーセンター（営業時間 9：30～17：30 ※年末年始を除く）
0570-002277 〒194-8570 東京都町田市南町田 5丁目2-1 南町田 5丁目ビル

保証委託契約（パナソニック ホームズ貸付ポルト用）

賃借人（以下「甲」という。）とパナホーム賃貸ポルト株式会社（以下「乙」という。）は、甲とパナホーム不動産株式会社（以下「丙」という。）との間で締結された、表面記載の居住賃貸物件（以下「本物件」という。）に対する賃貸借契約（以下「原契約」という。）に関連し、次のとおり保証委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（総則）

1. 甲は乙に対し、原契約に関し、本契約第4条第1項各号記載の金銭の支払債務について、次条以下に定める内容に従い連帯保証人（以下「甲」という。）を委託し、乙はこれを受託した。2. 本契約は、丙が株式会社ジャックスが実施する賃借料等の立替払に関する基本契約（以下「立替払等委託契約」という。）の契約者であり、かつ甲が立替払等委託契約を利用することを前提とする。3. 本契約は、原契約に関し、丙が株式会社ジャックスとの間で立替払等委託契約を締結したことを乙が確認し、かつ、甲が丙を介して乙に対し、本契約に基づく保証委託料を支払ったことを乙が確認した時点（乙が効力）が発生する。

第2条（保証委託料等）

1. 甲は乙に対し、本契約締結時に、初年度保証委託料として表面記載の金額を支払うものとする。初年度保証委託料については、甲は丙を介して乙に支払うものとする。2. 甲は、原契約が期間満了前に終了した場合であっても、本条第1項により支払った保証委託料の返還は請求できないものとする。

第3条（保証期間と更新）

1. 本契約期間（以下「保証期間」という。）は、原契約の締結から原契約の目的物の明渡が終了した時までとする。ただし、第1条第3項記載の通り、本契約の効力発生時点は、あくまで丙が株式会社ジャックスとの間で立替払等委託契約を締結したことを乙が確認し、かつ、甲が丙を介して乙に対し、本契約に基づく保証委託料を支払ったことを乙が確認した時点とする。2. 以下に定める事由のいずれかが発生した場合、そのときをもって、本契約は終了するものとする。ただし、当該事由につき乙の書面による承諾があった場合にはこの限りでない。①本物件の用途が居住用から他の用途に変更された場合。②甲の原契約上の地位が第三者に移転した場合（相続等包括継承を除く）。③原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合または本物件の占有者に追加・変更があった場合。④原契約内容に重大な変更があった場合。

第4条（保証の範囲）

1. 乙は丙に対し、甲が丙に対して負担すべき債務のうち、次の各号記載の金銭の支払いを、甲と連帯して保証する。ただし、本契約の締結に際し、甲が乙に対して、自己の年収税・勤務先及び入居者等保証委託の申込書に記載された乙の定める重要事項について虚偽の申告を行った場合並びに乙と丙の間で締結した乙の申込書に記載された乙の定める重要事項（この限りでない）、①賃料等及び更新料の滞納分（但し、賃料の14ヶ月分を上限とする）②原契約に基づいて甲が負担する、水道料金、光熱費、町内会費等の丙が収納を受託している費用（以下「変動費」という。）の滞納分（但し、丙が甲の求めに応じて甲に対して書面又は電磁的記録の方法によってその明細の開示を行った場合に限る。③原契約が終了した場合に生じる、解除後本物件明渡しまでに要する賃料等相当損害金。④丙が原契約を解除する正当な理由が存在するとして乙が判断する場合において、本物件の明渡しまでに要する費用（通知、支払管理、訴訟その他法的手続きに必要な費用）として、丙が甲の承諾を得て支出したもの（弁護士費用を含む）。⑤原契約回復費用（ただし、国土交通省が平成23年8月に発表した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改定版）」に準拠してあり、かつ乙が指定した書式及び手続にて乙に報告された費用のうち、丙が未だ甲その他の第三者から弁済を受けていない費用）⑥早期解約の違約金。早期解約とは原契約の期間開始日から2年未満の間になされた解約をいいうものとする（更新後は対象外とする）。但し、丙が、この承諾なく甲へ敷金等の預り金を返還した場合に乙は、早期解約の違約金の保証債務の履行義務を負わねべきとの交換を行い、2. 前項の規定にかかわらず、丙と株式会社ジャックスとの間の立替払等委託契約に基づき、株式会社ジャックスが立替払を行った部分については、乙は一切保証の責任を負わないものとする。3. 第1項①に基づき早期解約の違約金は次の各号を全て満たす場合に限り保証債務に含まれるものとする。①甲が丙に対し原契約の解約届を提出すること。②丙が示す支払約定日まで履行なき場合、丙は乙に報告すること。③丙が乙に対して、本契約終了日の属する月の翌々月15日迄に乙所定の書式により未納の報告、及び以下の書面を提出すること。1. 賃貸借契約書の写し。2. 解約の通知を証する書面。3. 敷金の精算を証する書面。（但し敷金がない場合は不要。）4. 賃借人の転居先及び連絡先。4. 乙は、次の各号における債務については、一切負わないものとする。①滞納賃料等の遅延損害金②戦争、地震、天災地変等不可抗力によって生じた損害③立替払等委託契約の利用が終了した場合、終了日以降に発生した債務（ただし、甲による賃料等及び変動費の滞納額が累積で賃料等及び賃料等相当損害金④その他本条第1項に含まれない債務。第5条（保証債務の履行）1. 甲が前条第1項に規定する債務について履行に基づき求償することができる。2. 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、以下の各号に定める金額を以下の各号に定める期日までに償還しなければならない。①乙が乙の支出した日とする。②乙の甲に対する求償権行使または保全に要した費用。償還期日は、乙が支出した日とする。③乙の甲に対して前項に基づき償還すべき金額を、それぞれ前項の定める償還期日までに支払わなかったときは、甲は乙に対し、前項の定める償還期日の翌日からそれぞれ支払い済みに至るまで年14.66%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。4. 甲が原契約に基づき丙に対して負担する債務を履行しないについて、正当な理由がある場合には、甲は乙に対し、賃料等の支払日の前日までにその理由を連絡しなければならぬ。5. 甲は、前項の連絡があった場合、前項の事由の存在を理由に乙の求償請求を拒むことはできない。

第6条（競渡担保）

1. 甲は本契約に基づく乙に対する一切の債務を担保するため、原契約に基づく甲の丙に対する敷金・保証金等返還請求権を乙に譲り渡し、乙はこれを購入受けた。2. 甲は、原契約に基づく敷金・保証金等返還請求権について、乙以外の者への譲渡・担保差入その他の処分をしてはならない。

第7条（事前求償）

1. 甲について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は、丙に対する保証債務の履行前であっても、甲に対し、事前に求償権を行使することができる。①甲が原契約または本契約の各条項の一項にでも違反し、求償権の保全を必要とする相当

の事由が生じたとき。②本契約第4条第1項に規定する債務の支払期限または本物件の明渡し期限が到来したとき。③仮処分、仮差押、強制執行または担保権の実行として競売の申し立てを受けたとき。④破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立があったとき。⑤乙の責に帰する事由により乙に甲の所在が不明となったとき。⑥前各号のはから債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。2. 乙が前項により甲に対して求償権を行使する場合、甲は、民法第461条（住居債務者の免責請求）に基づく抗弁権を主張できないことをあらかじめ承諾する。

第8条（遵守事項）

1. 甲は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならない。2. 本契約締結後、原契約の内容に変更が生じたとき、または原契約が終了したときは、甲は乙に対し、速やかにその旨及び変更の内容を届けなければならない。3. 原契約が解除、解約、期間満了その他事由の如何を問わず終了した場合、甲は丙に対し、本物件から速やかに退去して本物件を明け渡さなければならない。

第9条（他則）

1. 甲に賃料等の滞納が生じた場合、電報、電話、訪問、文書の提示、差し置き、封書による通知等相当の手段により、乙は甲に対し支払い状況の確認をすることができる。2. 原契約が解除、解約、期間満了その他事由の如何を問わず終了した場合、乙は甲の退去手続きに立会うことができる。

第10条（費用の精算）

1. 甲は賃料等の滞納が生じた場合、電報、電話、訪問、文書の提示、差し置き、封書による通知等相当の手段により、乙は甲に対し支払い状況の確認をすることができる。2. 原契約が解除、解約、期間満了その他事由の如何を問わず終了した場合、乙は甲の退去手続きに立会うことができる。

第11条（再委託）

乙は、本契約に基づき受託または受権した事務の一部を乙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第12条（原契約の変更）

甲は、原契約を変更する場合（ただし賃料等の減額は除く。）は、乙の書面による承諾を取得するものとし、原契約の変更は、当該承諾がない限り乙に対しては効力を生じないものとする。

第13条（追加の措置）

甲は、本契約の目的を達するために乙が必要または適切とみなす契約書、その他の書類の作成、調印を乙から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して乙に交付するものとする。

第14条（分離可能性）

本契約書の文言または条項の一部が無効または取消となった場合、当該無効または取消部分のみが本契約書から削除されたものとみなされ、他の文言及び条項は有効に存続するものとする。

第15条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、乙及び丙に対し、次の各号の事項を表明し、保証するものとする。①自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）及び従業員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。②自らまたは自らの役員及び従業員が反社会的勢力でなかったこと。③反社会的勢力に自己の名称を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。④反社会的勢力を利用しないこと、およびこれに準ずる利用を行わないこと。⑤反社会的勢力に資金提供を行わないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと。⑥自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。ア 乙または丙に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。イ 偽計または威力を用いて乙または丙の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。2. 甲は、乙又は丙が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と乙または丙が判断する資料を提出しなければならぬ。3. 丙は、甲が本条第1項に違反した場合、催告その他何れの手続きを要することなく、直ちに甲丙間で締結した全ての契約の全部又は一部を解除することができる。4. 乙は、甲が本条第1項に違反した場合、催告その他何れの手続きを要することなく、直ちに甲乙間で締結した全ての契約の全部又は一部を解除することができる。5. 乙または丙は、前2項に基づき甲丙間または甲乙間の契約を解除した場合、これにより被った損害の賠償を甲へ請求できるものとする。

第16条（原契約の信頼関係破壊）

甲の滞納した賃料等相当額を株式会社ジャックスが丙に対し立替払いを行った事実及び乙の丙に対する保証債務履行の事実、甲丙間の原契約における信頼関係破壊の判断に影響を及ぼさず、甲による家賃等の滞納が3ヶ月に達したときは、上記立替払いの事実や保証債務履行の事実に関わらず、丙は原契約を解除することができる。

第17条（定期借家契約）

原契約が定期借家契約である場合には、以下の通りとする。①原契約が中途解約を認めない場合において、原契約が中途解約されたことにより、甲に違約金支払義務が発生する場合には、乙は甲の違約金支払義務のうち賃料の14ヶ月分を上限としてこれを保証するものとする。②原契約終了後本物件について新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）を締結する場合、新規申込として、改めて賃貸保証契約の申込みがなされ、かつ、その申し込みを乙が承諾し、さらに丙が立替払等委託契約を改めて利用すると共に、乙に対して保証委託料が支払われたことが乙によって確認されなければ、再契約に基づき甲が負担する債務について、乙の保証は発生しない。

第18条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争は、この本社または本部、各支店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とする。

第19条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲及び乙は、関係法規及び慣習等に従い誠意を持って協議の上処理するものとする。

個人情報の取扱扱いについて (バナー) ニック ホームズ賃貸サポート用)

弊社は、お客様に安心してサービスをご利用いただけるよう、お客様の個人情報の取扱扱いについて以下のように定めます。

1. 個人情報の取得、利用、保有
弊社は、サービスの提供に当たり、下記の個人情報を取得、利用、保有いたします。a. 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、e-mailアドレスなど、所定の申込書にご記入いただいた事項およびご申告いただいた事項 b. 申込日、契約日、支払方法、支払口座情報などのご契約に関する事項 c. ご契約に基づくお客様のお支払状況、履歴などに関する事項

2. 個人情報の利用目的

弊社は、個人情報の取扱扱いに当たり、利用目的を特定し公表又はご本人へご通知します。所得した個人情報は、法令により許される場合を除き、あらかじめ特定された目的以外には利用いたしません。あらかじめ特定された目的以外の目的でお客様よりの情報を取得、利用させていたいただいた場合は、利用目的、利用方法、利用範囲などの内容をご説明し、個別にご本人の同意を得たうえで行うことといたします。a. 不動産賃貸借における家賃等の債務保証、家賃等の集金、事務代行のため b. タイムレトリブメントの発送、電話によるご案内等、提携会社等の商品や会員特典サービスに関する各種ご提案のため c. 市場調査、サービスの研究、開発、改善のためのアンケート調査実施等のため d. その他上記に付随、関連する業務を適切かつ円滑に遂行するため

3. 個人情報の第三者提供

弊社は、以下の場合に限り第三者に個人情報を提供する場合があります。a. お客様等からあらかじめ同意を得ているとき。 b. 公的機関から法令に基づき開示の要請があった場合。c. 人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合であってお客様等の同意を得ることが困難な場合。d. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難な場合。e. 地方公共団体を含む公的機関またはその委託を受けたものが法廷の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様等の同意を得ることによって当該事務の遂行支障を及ぼすおそれがあると判断した場合。

4. 個人情報の委託について

弊社は、上記の利用目的を達成するため、お客様の個人情報を委託する場合がございます。業務委託などにより、必要に応じて個人情報を委託先へ委託する場合には、委託先に個人情報の保護を義務付け、適切な弊社の監督の下で行うものとし、個人情報の保護に関しましては、ご本人に対し、弊社が直接管理責任を負います。委託業務完了後は、委託した個人情報は適切な時期の安全に回収又は消去します。

5. 個人情報に関するお客様の権利

(1) 個人情報に関するお客様の権利
お客様は、ご本人に関する個人情報に関して、弊社に対し利用目的の通知又は開示、訂正・追加・削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止(以下併せて「開示等」といいます)のご請求が可能です。ただし、預託を受けている情報等弊社がこれらの措置を直接実施する権限を有しないものを除く、保有お客様個人情報に限られますので、ご了承ください。万一、弊社よりご請求に応じられない合理的な理由がある場合には、その旨適切にご説明申し上げます。

(2) 開示等のお申し出先
開示等のお申し出は、下記の要領にて承ります。

問い合わせ方法: 弊社への来社、郵送、電話でお受けいたします。なお、来社、電話による受付時間は、下記の通りです。

月・火・木・金・土 新祝祭日・定休日等を除きます。(午前) 9:30～12:00 (午後) 13:00～17:00

住所: 〒160-0023 新宿区西新宿6-10-1 日土地西新宿ビル 電話番号: 03-5909-0327

(3) 請求者ご本人又はその代理人の本人確認手続きについて

ご請求にあたりましては、請求者がご本人自身であることを確認させていただくため、次のいずれかの手続きが必要となりますので、あらかじめご準備いただく等、ご協力をお願いいたします。a. 運転免許証、パスポート等官公庁が発行した顔写真付きの証明書原本との照合 b. ご請求書への実印と印鑑証明書のご提出 c. 弊社が既に保有している情報を用いた弊社担当者からの連絡と簡単な質問等 d. 弊社担当者の訪問と面談 e. その他適切な方法代理人による場合は、代理人自身であることに加え、法定代理人であること(戸籍抄本等の原本の提出)や委任を受けていること(実印による委任状と当該実印の印鑑証明書の提出)の確認が必要となります。

(4) ご報告、ご対応時期

弊社では、お客様からの請求を受領後、原則10営業日以内にご報告、ご対応いたしますが、特別の事情により、ご報告、ご対応が遅くなる場合は適宜ご説明申し上げます。

(5) 手数料について

あらかじめ本人確認等の適切なご準備をいただいているご請求に対しては、一般的な確認作業、ご請求への対応、ご報告手続きに止まる限り、手数料はいただきません。

(6) 弊社からのご連絡

上記の手続きやご請求内容の確認のため、弊社よりご連絡を申し上げます。

(7) 請求書および添付書類のご返却

ご提出いただきました請求書や添付書類につきましてはご返却いたしません。個人情報をご提供いただけない場合について書面へのご記入、Webへのご入力等によるお客様からの個人情報のご提供は、お客様のご判断によります。ただし、お客様から個人情報をご提供いただけない場合は、契約の締結や弊社サービス提供が行えない場合がございますので、ご了承ください。

【JACCS CARD RESIDENCE 入会について】

私は、< JACCS CARD RESIDENCE のご案内 > を承諾のうえ、ジャックスカード会員規約に定める各条項を契約内容とすることに同意し、カードの入会申込みをいたします。なお、カード審査に必要な情報については、別途貴社からの電話による聴取を受けることとします。また、貴社が貸付けの契約に係る勧誘を行うことについて同意します。

※私が外国の重要な公的地位を現在もしくは過去に有する者(例えば、政府高官、大使、公使、政府系法人の役員等)又はその家族に該当する場合は、会社に対して、その公的地位の内容を申告するものとします。外国の重要な公的地位等の詳細はジャックスホームページ(<https://www.jaccs.co.jp/service/peps.html>)にてご案内しております。

< JACCS CARD RESIDENCE のご案内 >

●付与ポイント

1. 毎月の新規カード利用代金合計金額 200 円(ただし、200 円未満は切り捨て)ごとにラブリイポイント 1 ポイントが付与されます。

2. 会員が当社の指定する家賃商品をカード会員名義にて利用している場合、毎月の家賃商品利用代金の合計に対して、1,000 円につきラブリイポイント 5 ポイントがカードに対してポイント付与されます。(ただし、1,000 円未満切り捨てとします。)

●お申込み資格: 年齢 18 歳以上(高校生不可)で電話連絡可能な方

※18 歳・19 歳のお申込者の方はクレジットカード利用規約の未成年取消の対象はなりませんのでご注意ください。

※成年年齢引き下げに伴う留意すべき事項及び利用上の注意等の案内は以下 URL にてご確認ください。

URL: <https://www.jaccs.co.jp/service/support/securityinfo/crime/>

●お支払方法(ショッピング): 1 回払、回数指定分割払、元金定額リボルビング払

●年会費: 初年度無料 ※前年度のカードショッピング(家賃等除く)のご利用金額合計が 10 万円以上の場合、本人・家族会員ともに次年度は無料、10 万円未満の場合は、次年度年会費として本人会員 2,200 円(うち消費税 200 円)、家族会員 1 名あたり 440 円(うち消費税 40 円)をご請求させていただきます。

●カード盗難保険: 入会と同時にご加入、カードの紛失、盗難等でカードを他人に不正利用されてもお客様に負担がからないうにすることもできます(但し、一定の制限がございます)

●ネットあんしんサービス: ネットで不正利用され、身に覚えがない請求が届いたときに、当社届出日から 90 日前までさかのぼり、不正利用による損害を補償するサービスです。※当社にて第三者による不正利用が認められた場合に適用となります。

※リボルビング払のお支払方法は、当初お支払コースは、ショッピング 5,000 円コース、キャッシング 10,000 円コースとさせていただきます。

※海外利用時のお支払方法 / 海外利用時のお支払方法は 1 回払となります。

※カードショッピングの取引条件及び最新のジャックスカード会員規約全文については、ジャックスホームページ(<https://www.jaccs.co.jp/>)にてご確認ください。

※お申込物件が既存物件の場合、ご署名・ご捺印の上ご返送下さい

既存物件入居申込承諾書

申込者は下記物件を申込みにあたり下記事項を熟読の上申し込むものとします。
ご了承いただきましたら、下記申込者欄にご署名・ご捺印をお願い致します。

1. キャンセルを前提としたお申込はできません。必ず現地確認をしてからお申込下さい。
2. 入居申込書記入事項は正確に全てご記入下さい。入居申込書に虚偽の記載があった場合は、ご契約当日であっても契約を解除する場合がございます。
3. 入居申込書及びその他申込時必要書類はお申込日より **2日以内** にすべてご記入の上、ご提出下さい。
提出なき場合は、キャンセル扱いとさせていただきます。
4. 即入居可能物件は原則お申込日より **10日以内** での賃料発生になります。
また、退去予定及び改装中のお部屋に関しては、リフォーム完了後 **7日以内** に賃料発生とさせていただきます。
5. 審査の結果、弊社からお断りする場合がございます。
審査内容及び理由に関しては、一切申し上げることが出来かねますので、予めご了承下さい。
6. 鍵の交換及び室内害虫防除実施後の申込キャンセルは、契約の有無に関わらず費用のご請求をさせて頂くことを、予めご了承下さい。

年 月 日

物件名： 号室

申込者住所：

氏名： 印

管理会社 パナソニックホームズ不動産株式会社 神奈川第二営業所

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

パナソニック ホームズ不動産株式会社

1. 私は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします。

(1) 暴力団、(2) 暴力団員、(3) 暴力団準構成員、(4) 暴力団関係企業、
(5) 総会屋等 社会運動等標ぼうゴロ、(6) 暴力団員でなくなってから5年を経過していない者、(7) その他前各号に準ずる者

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします。

(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

3. 私は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、およびこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで賃貸借契約が停止され、または解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約いたします。

年 月 日

住所： _____

署名： _____

安心入居サポート 加入申込書 兼 加入書

24時間・365日サポート

● 月額1,000円 (税別)

私は会員規約に同意し、個人情報の取扱いに関して確認致しましたので、ジヤパンベストハウスキューシステム株式会社の運営する安心入居サポートに申し込みを致します。

※月会費の為、日割りでの精算はできません。

■ 黒太枠内は、JBR NET専用ホームページのログイン時に必要となる項目です。

ご記入日 年 月 日

ご入居日 年 月 日

フリガナ	性別	1.男 2.女
お申込人氏名 (ご本人署名)	生年 月 日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成
	年 月 日	
	印	
フリガナ	〒	号室
転居先 ご住所	フリガナ	
	マンション・アパート名	
	電話番号	携帯電話番号
	()	()

住まいの緊急トラブルサポートアプリ
Living Link

ご利用時に円滑な対応をする為、
電子会員証アプリ(ユーザーシジョン)
Living Linkのダウンロードを
お願い致します。



取り扱い店印

パナソニックホームズ不動産株式会社 神奈川営業所

担当者名:

(備考欄)

種別 858

フリガナ

申込区分 新規 変更

※同居している家族のみご記入下さい。

フリガナ	氏名	生年 月 日	年 月 日
		1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和	
フリガナ	氏名	生年 月 日	年 月 日
		1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和	
フリガナ	氏名	生年 月 日	年 月 日
		1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和	

お問い合わせセンターダイヤル
0120-024-070

《個人情報の取り扱いについて》

販売店及びジヤパンベストハウスキューシステム株式会社は本件事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。尚、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用します。

- (1) お客様よりご依頼を受けた各種サービスをご提供する為
- (2) お客様に対して各種営業情報及び販促品等をご提供する為
- (3) (1)に於ける各種サービスのご提供後に、メンテナンス、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際の為
- (4) お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えする為

尚、次に掲げる場合、範囲外であっても利用または外部に提供する場合があります。

- ・お客様が同意されている場合
- ・個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合

運営会社:ジヤパンベストハウスキューシステム株式会社

日常生活のお困りごとを幅広くサポートします。

安心入居サポート

環境も生活スタイルも変わる新生活には、様々な不安やトラブルがつきものです。
“安心入居サポート”では、そんな入居者様の不安解消のサポートをさせていただきます。

トラブル発生

☎0120-024-070

コールセンター

入居者様の過失や事故に対して会員価格で対応!

トラブル解決

手配をした専門業者がトラブルを解決します!

緊急駆けつけサービス

出張費
無料
60分

24時間
対応
365日

カギ



《例えば...》

- カギを紛失して自宅に入れない!
- 外出先にカギを忘れてしまった!

※ 氏名・住所が会員登録と一致する顔写真付の公的身分証明書の提示が必要。
※ 合鍵の作製はできません。
※ マンションのオートロックは作業対象外です。

宿泊補助給付金 最大 10,000円(税込)

電気



《例えば...》

- 電気が切れてしまった!
- エアコンの調子が悪い!
- エアコンから水が漏れてくる!
- コンセントの調子が悪い!
- 突然ブレーカーが落ちた!

※ 特殊な電気機器(配電盤・分電盤等)の故障は、別途部材発注の可能性があるため、対応できる場合がございます。(停電・電気料金の未払い等は、電力会社様の対応となります。)
※ 建物設備以外は、サービス対象外となります。
※ ブレーカーの仮復旧で解決しない、建物設備に関するトラブルは管理会社様へご連絡してください。

NEW!!

水まわり



《例えば...》

- 蛇口からの水漏れ!
- トイレのタンクが故障して水が出ない!
- 台所の詰まりで水が流れない!

ガス給湯器



《例えば...》

- お風呂のお湯が出ない!
- お風呂の温度が安定しない!

※ 緊急の一次対応であり、機器の修理等は、ガス会社様の対応となりますので、対応はできません場合がございます。
※ 機器の修理やガス漏れの場合は、管理会社様へご連絡してください。

NEW!!

ガラス



《例えば...》

- 泥棒の侵入でガラスが割られた!
- 自然災害でガラスが割れた!
- ガラスにヒビが入っているので応急処置をしてほしい!

※ 災害や天候等が理由で、当日の出動対応ができかねる場合がございます。

管球交換



《例えば...》

- 管球交換の際、高い所で作業しづらい!
- 交換の方法が分からない!

NEW!!

在宅確認



《例えば...》

- 一人暮らしをしている子供に連絡がとれなくて心配! 様子を見て来て!

※ あくまでも玄関前までの出動対応となります。
※ 部屋内に入った確認は一切行いません。

2022年4月より新たに、【電気】【ガス給湯器】【管球交換】サービスを追加しました。

生活相談サービス

24時間
受付
365日

健康・医療

専門カウンセラーが対応



《例えば...》

- 不意にケガをしてしまった、応急処置はどうすればいいの?
- 急な発熱、とりあえずどうしよう?
- ストレスがたまって精神的にまいってしまった!

※ 当社で直接対応はいたしません。 ※ 個別の相談料は実費となります。

ダイヤル案内

弁護士などをご案内



《例えば...》

- 訪問販売がしつこくてついつい契約をしてしまった!
- 出会い系サイトから不当請求がきて困っている!

※ 当社で直接対応はいたしません。 ※ 個別の相談料は実費となります。
※ ご案内・ご紹介先の対応時間については別途ご確認ください。

バックアップサポート



もし自分の部屋に泥棒が入ってしまったら!
同じ部屋に住み続けるのは不安だと言う方のために
再入居費用として一律10万円(税込)を負担します。

※ 同管理会社様の物件再入居が条件となります。 ※ ご利用は契約期間中1回のみとなります。
※ 警察への被害届の申請が必要です。

自転車バックアップサポート

自転車修理補助金制度



《例えば...》

- パンクしてしまった! ○ チェーンが外れた!

等の修理代をバックアップいたします。
※ 修理補助金(上限2,000円(税込)まで)を会員期間中1回バックアップいたします。
※ 本サービスの会員規約に基づき、申請して頂くことが条件となります。

サービス運営会社: ジャパンベストレスキューシステム株式会社

24時間365日受付
フリーダイヤル



0120-024-070

会員のメリット

No.0000000000

項目	トラブル内容・対処方法	非会員	会員
カギ	カギを無くしてしまい、家に入れない → 特殊な工具でカギを開けてもらった	16,500円(税込)~	0円
水まわり	トイレを詰まらせてしまった → ローポンプを使用した詰まり解消作業	12,100円(税込)~	0円
水まわり	トイレタンクの故障 → トイレタンク内の金具調整	8,800円(税込)~	0円

※ 上記の料金は、あくまで目安となります。 ※ 60分以上の作業の場合、別途10分につき1,100円(税込)の作業料金がかかります。 ※ 部品が必要な場合は、別途部品代金が必要となります。

無償対応範囲と有償対応範囲について
○ 無償対応範囲→基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金・作業料金(60分以内の作業)→入居者様の過失によるトラブルを無償で対応いたします。 ○ 有償対応範囲→60分以上の超過作業料金(10分につき1,100円(税込))・特殊作業料金・部品代金(ガラス代・パッキン代などの各種部品代)
○ 経年劣化によるトラブルや共有部のトラブルに関しては、家主様・管理会社様等へご連絡いたします。

JBR NET 利用回数制限なし！全国で利用できる優待割引！

トラベル	グルメ	レジャー	くらし
割引補助サービスを利用してお得な旅に出よう！  海外 パッケージツアー 最大 10% off ベネフィット・ステーションパッケージツアーデスク	世界最大のピザチェーン。心を込めて焼上げます。  ご注文 2,500円以上で 500円 off ピザハット	混雑無しの完全指定席でゆったり鑑賞できる映画館。  MOVIX 特別団体鑑賞券 大人1枚 1,800円- 1,300円 MOVIX(ムービックス)	全国店舗で1日料金を最大55%OFF!  一般料金より 最大 55% off ニッポンレンタカー

ご利用につきましては、会員様専用ホームページにてご確認ください。

※ 上記の掲載内容は一部の対象施設です。 ※ ご利用方法につきましては、会員様専用ホームページにてご確認ください。
※ 掲載内容は予告なく、変更及び終了する場合がございます。 ※ 掲載内容は2013年12月時点の情報がです。

<https://www.jbr-members.com>

便利な会員証アプリ



住まいの緊急トラブルサポートアプリ

Living Link

リ ビ ン グ リ ン ク

無料

[会員専用アプリ]



いつでもどこでも
緊急連絡可能!!



スマホと一体で
安心便利な会員証!!



自分で見て、自分で解決
自己解決動画!!



状況説明の音声不要
WEBカメラ!!



アプリで確認
「トリセツ」機能搭載!!

**トラブル発生時には
アプリからTEL!!**

アプリを
ダウンロード
したら

お客様情報入力

- お名前(カタカナで入力)
- 電話番号(間の「-」無しで続けて入力)

以上の2項目を入力し、「確認」をタップ。
確認画面の表示後「登録」をタップすると完了です。

プッシュ通知表示でご利用開始!

アプリのアイコンにプッシュ通知が表示されましたら全ての準備が完了です。アプリをご利用いただけます。ご利用開始の目安は、お客様情報登録から約2週間程度です。

アプリのダウンロードはこちらから

リビングリンク

検索

Available on the iPhone





ANDROID APP ON





24時間365日受付
フリーダイヤル



0120-024-070

※お申込物件が新築の場合、ご署名ご捺印の上ご返送下さい

新築物件申込承諾書

申込者は下記新築物件を申込みにあたり下記事項を熟読のうえ申込みをするものとします。
ご了承頂きましたら下記、申込者欄に署名・捺印をお願い致します。

- 1 キャンセルを前提とした申込みはできません。必ず現地確認をしてからお申込下さい。
また、入居審査にお申込みをお断りする場合がございますので予めご了承ください。
- 2 現在建築中につき、天候や、法定検査等により入居可能日が遅れる場合がございますのでご了承ください。又、募集図面と完成現況に相違がある場合現況を優先とし、その際に申込者よりキャンセルの申し出があった場合、申込みを解除することができます。
- 3 入居可能日については、建築会社より引渡し日のお知らせをもって、随時弊社担当者よりお申込みの皆様へ速やかに連絡致します。
- 4 原則、賃料発生は入居可能日となりますので、十分ご確認のうえ申込みください。
- 5 駐車場位置については、貸主指定となりますので、位置の希望は受付けておりません。
- 6 入居時の屋内電話配線工事が必要な場合がございます。その際の費用は電話利用者であるご利用者様の負担になります。配線工事内容・費用に関しては配線工事会社にお問い合わせください。
- 7 消費税の変更に伴い、駐車場料金等の金額が変更になる可能性もございます。予めご了承ください。

年 月 日

物件名

号室

申込者住所

氏名

印

管理会社 パナソニック ホームズ不動産株式会社 神奈川第二営業所